

CQI プロフェッショナル行動規範

本行動規範において、「会員」とは、その力量をCQI (Chartered Quality Institute)が正式に認めた個人全てを指すものである。これには、CQI 会員、IRCA登録審査員、CQI 登録簿に登録されているその他の個人、並びに、理事会 (Board of Trustees)、諮問委員会 (Advisory Council)、その他の統治機構が含まれるが、これらに限らない。

個人の責任に関する表明

全ての会員が、その役割における職責を果たすにあたり、必要とされるプロフェッショナルとしての力量及び行動を示すことは、全会員の倫理的及びプロフェッショナルとしての責任である。会員は、関連するプロフェッショナル及びCQIの評判に影響を与える可能性のある専門的職務又はその他の活動を行なう際には、最高水準の倫理規範及び誠実性を保持しなければならない。このような目的を支えていくため、全ての会員には、本行動規範を理解し、順守することが求められている。

さらに、CQIは、会員が本行動規範を順守しない場合、以下に詳述する実施プロセスに従って、その会員の会員資格及び関連する特典の全てを一時停止又は取り消す権利を保有する。

プロフェッショナルとしての力量及び行動

本行動規範の価値及び要求事項を認識し、会員は :

- 1.1 自らの役割を成功裡に遂行するため、専門的知識及び力量を維持しなければならない。
- 1.2 妥当かつ正当な技能、注意、配慮を持って、職業上の基準に相応の敬意を払い、行動しなければならない。
- 1.3 継続的専門能力の開発を適切に行ない、適切な方法でそれを記録しなければならない。
- 1.4 会員の活動により影響を受ける可能性のある依頼者、雇用者、その他の人々が、職責を成功裡に果たす会員の力量及び能力のレベルに関して、判断を誤らされたり、不正確・不十分な情報を与えられたりすることがないように徹底しなければならない。
- 1.5 与えられた職責に関して、自らの力量(知識、技能、行動、経験)のレベルが不足している可能性があることを認識した場合は、必ず、適切な支援を求めなければならない。
- 1.6 自らの職務上の行為及び意思決定について、責任及び説明責任を負わなければならない。
- 1.7 クオリティプロフェッショナルの評判を支え、高めるようなかたちで、常に行動しなければならない。
- 1.8 CQI並びにそのステークホルダー全ての信用と評判を確実に守るために力を尽くさなければならない。
- 1.9 個人の立場で行動することと職務上の立場で行動することの違いを心に留めておかななければならない。
- 1.10 チームを統率する際は、配下で働く人々が適切なレベルの力量を持ち、適切なレベルの監督及び支援の下にあるよう徹底しなければならない。
- 1.11 本行動規範の効果的実行を保証するため、CQIに全面的に協力しなければならない。
(これには、違反が疑われる場合又は違反が事実である場合のあらゆる状況において、その調査及び解決に協力することが含まれる。)

倫理規範及び誠実性

本行動規範の価値及び要求事項を認識し、会員は：

- 2.1 信用、信頼、敬意に基づいて、仕事上の関係を構築し、維持し、発展させることを目指さなければならない。
- 2.2 CQIに関係する事柄全てにおいて、常に、誠実に行動しなければならない。
- 2.3 他人の習慣、業務慣行、文化、個人的信念に対して配慮を示さなければならない。
- 2.4 仕事上の関係によって取得した機密データ、業務上慎重な取り扱いが必要なデータ、個人データは、全てこれを保護しなければならない。自らの利益のため、あるいは、第三者の利益又は不利益のために使用してはならない。
- 2.5 一般的法律は順守しなければならない。
- 2.6 本行動規範への違反が疑われる場合は、常に、CQI幹部に書面で連絡をしなければならない。
- 2.7 広く社会に対するプロフェッショナルとしての責任を心に留めておかななければならない。
- 2.8 プロフェッショナルとしての判断が鈍らされたり、鈍らされたと見られたりしないことを徹底するため、潜在的又は既知の利益相反は、出来る限り早期の段階で申告しなければならない。

本行動規範の実施プロセス

全ての会員、そのCQIとの関係により、次に示す実施プロセスに従うことに合意する。

1. CQI0070で詳述している、次に関する不正行為対応プロセス：
 - a. 違反又は不正行為のCQIへの報告
 - b. 予備調査の実施
 - c. 懲戒審問の実施
 - d. 理事会による決定及びその実施
 - e. 異議申し立ての根拠
2. CQI0058で詳述している、次に関する懲戒異議申し立てプロセス：
 - a. 諮問委員会への異議申し立ての提出
 - b. 異議申し立ての予備審理
 - c. 異議申し立てパネルの招集
 - d. 異議申し立て内容の審理
 - e. 異議申し立て審問の実施
 - f. 異議申し立てに関する諮問委員会への勧告の作成
 - g. 異議申し立てパネルの結論(予備勧告)の伝達
 - h. 諮問委員会による勧告の審理
 - i. 異議申し立てに関する決定の公告及びその実行